

様式第3号 (第24条関係) (表面)

四アルキル鉛健康診断結果報告書

標準字体

80304

0123456789

ページ 総ページ
□ / □

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	在籍労働者数	人
事業場の名称	事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号() 電話 ()		

対象年	7:平成 元号 年 9:令和 → □□□□ (月~ 月分)(報告 回目)	健診年月日	7:平成 元号 年 月 日 9:令和 → □□□□□□□□
健康診断実施機関の名称			
健康診断実施機関の所在地	受診労働者数	□□□□人	
四アルキル鉛等業務名	四アルキル鉛等業務コード □□ □□ □□	具体的業務内容 ()	従事労働者数 □□□□人
他覚所見	実施者数 □□□□人	有所見者数 □□□□人	作業条件の調査人数 □□□□人
貧血検査	□□□□人	□□□□人	所見のあつた者の人数 (他覚所見のみを除く。)
神経学的検査	□□□□人	□□□□人	医師の指示人数 □□□□人
実施者数	血液、中の鉛の量 □□□□人	尿中のデルタアミノレブリン酸の量 □□□□人	赤血球中のプロトポルフィリンの量 □□□□人
分布	1	□□□□人	□□□□人
	2	□□□□人	□□□□人
	3	□□□□人	□□□□人

産業医	氏名 所属医療機関の名称及び所在地	㊞
-----	----------------------	---

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

㊞

様式第3号(第24条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「四アルキル鉛等業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「分布」の欄中「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表2を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。
- 12 「所見のあった者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 13 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。
- 14 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表1

コード	四アルキル鉛等業務の内容
01	四アルキル鉛(四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むするアンチノック剤をいう。以下同じ。)を製造する業務(四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。)
02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務(四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。)
03	コード01又は02に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務(コード04に掲げる業務に該当するものを除く。)
04	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン(四アルキル鉛を含むガソリンをいう。)(以下「四アルキル鉛等」という。)(によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務)
05	四アルキル鉛等を含む残さい物(廃液を含む。)を取り扱う業務
06	四アルキル鉛が入っているドラム缶その他の容器を取り扱う業務
07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
08	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務(コード02又は04に掲げる業務に該当するものを除く。)

別表2

検査内容	単位	分布		
		1	2	3
血液中の鉛の量	μg/100ml	20以下	20超	40以下 40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg/l	5以下	5超	10以下 10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	μg/100ml赤血球	100以下	100超	250以下 250超

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)
 第五条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後

別表第三(第三十九条関係)

業 務	期 間	項 目
(一) ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ベンジジン及びその塩による血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 (略) 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査
(二) (略)		一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三、五 (略)

改 正 前

別表第三(第三十九条関係)

業 務	期 間	項 目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジジン及びその塩 四 アルファアミナフチルアミン及びその塩 五 オルトトリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 バラジシメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 (略) (新設) 四 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパバニコラ法による細胞診)の検査 (新設)
(二) (略)		一 業務の経歴の調査 (新設) 二、四 (略)

(傍線部分は改正部分)

(四)	(三)
ジクロルベンジン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	ペーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
六月	六月
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジクロルベンジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣^ア鏡の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ペーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣^ア鏡の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査

(新設)	(新設)

(四)	(五)	(六)
オルトトリジン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 六月	(略)	アルファナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 六月
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 オルトトリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略) (削る)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 アルファナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査
(新設)	(略) 一 (新設) (略) 二 四 (略) 五 尿中のウロビリノーゲンの検査	(新設)

(三)	(四)	(六)
(略)	(略)	ジアニジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
(略) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 (略)	(略) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三、六 (略)	六月 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジアニジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査

(三)	(四)	(新設)
(略)	(略)	
(新設) 一 業務の経歴の調査 二 (略)	(略) 一 業務の経歴の調査 二、五 (略)	

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 五（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 五（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 七（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 五（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 四（略）	四 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 六（略）

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 四（略）	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五（略）	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 七（略）	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 四（略）	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 三（略）	三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 四 五（略）

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の簡易な調査 二 カドミウム又はその化合物によるせき、たん、喉のいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血液中のカドミウムの量の測定 四 尿中のベータ2ミクログロブリンの量の測定	一 作業条件の簡易な調査 二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)	(略)	一 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 三 オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 尿中の潜血検査 五 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査(削る)	一 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)

(七)	(六)	(五)	(十四)	(十三)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 (新設) カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 二 (略) 三 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 四 尿中の蛋白の有無の検査	一 (新設) 尿中のウロビリノーゲンの検査 二・三 (略)	(略)	一 業務の経歴の調査 二 (新設) 三 (略) 四 尿沈渣検査(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のババニコラ法による細胞診)の検査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査	一 (新設) 二・六 (略) 三 (略) 四 (略)

(二十七) (略) 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	(二十六) (略) 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	(二十五) (略) 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 五 (略)	(二十四) (略) クロロホルム（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務 一・二 (略) 三 クロロホルムによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 (略)	(二十三) (略) 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 七 (略)
(二十二) (略) 一 業務の経歴の調査	(二十一) (略) 一 (新設) 二 五 (略)	(二十) (略) 一 業務の経歴の調査 (新設) 二 四 (略)	(十九) (略) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四・ジオキサン 四 一・二・ジクロロエタン 五 一・一・二・二・テトラクロロエタン 六 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 一・二 (略) 三 クロロホルム、四塩化炭素、一・四・ジオキサン、一・二・ジクロロエタン又は一・一・二・二・テトラクロロエタンによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査 六 (略)	(十八) (略) 一 業務の経歴の調査 (新設) 二 六 (略)

(三)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)
(略)	(略)	(略)	(略)	四塩化炭素（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・四 (略)	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・六 (略)	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・五 (略)	一・四 (略) (前略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四塩化炭素による頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等、他覚症状又は自覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等、他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミン酸オキサロアセテックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミン酸ピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランススベプチダーゼ（γ-GTP）の検査

(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二・五 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・五 (略)	一・四 (略) 五 尿中のウロビリノーゲンの検査	(略)

(三十九)	(三十八)	(三十五)	(三十四)	(三十三)
(略)	(略)	一・二・ジクロロエタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一・四・ジオキサン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	六月
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三・四 (略)		一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 一・二・ジクロロエタンによる頭痛、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミン酸オキサロアセチククトランアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビククトランアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランススベプチダーゼ(γ-GTP)の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 一・四・ジオキサンによる頭痛、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清グルタミン酸オキサロアセチククトランアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビククトランアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランススベプチダーゼ(γ-GTP)の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 一・四・ジオキサンによる頭痛、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清グルタミン酸オキサロアセチククトランアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビククトランアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランススベプチダーゼ(γ-GTP)の検査

(三十一)	(三十)	(二十七)	(新設)	(新設)
(略)	(略)			
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)				

(四十一)	(四十二)	(四十三)
(略)	(略)	一・一・二・二一・テトラクロロエタン (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略) 四 (略) 五 (略)	一 (略) 二 スチレンによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定 五 白血球数及び白血球分画の検査 六 血清グルタミクオキサロアセチツクトランスマイナーゼ (GOT)、血清グルタミクピルビツクトランスマイナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ (γ-GTP) の検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略) 四 (略) 五 (略) 六 (略) 七 (略) 八 (略) 九 (略) 十 (略) 十一 (略) 十二 (略) 十三 (略) 十四 (略) 十五 (略) 十六 (略) 十七 (略) 十八 (略) 十九 (略) 二十 (略) 二十一 (略) 二十二 (略) 二十三 (略) 二十四 (略) 二十五 (略) 二十六 (略) 二十七 (略) 二十八 (略) 二十九 (略) 三十 (略) 三十一 (略) 三十二 (略) 三十三 (略) 三十四 (略) 三十五 (略) 三十六 (略) 三十七 (略) 三十八 (略) 三十九 (略) 四十 (略) 四十一 (略) 四十二 (略) 四十三 (略) 四十四 (略) 四十五 (略) 四十六 (略) 四十七 (略) 四十八 (略) 四十九 (略) 五十 (略) 五十一 (略) 五十二 (略) 五十三 (略) 五十四 (略) 五十五 (略) 五十六 (略) 五十七 (略) 五十八 (略) 五十九 (略) 六十 (略) 六十一 (略) 六十二 (略) 六十三 (略) 六十四 (略) 六十五 (略) 六十六 (略) 六十七 (略) 六十八 (略) 六十九 (略) 七十 (略) 七十一 (略) 七十二 (略) 七十三 (略) 七十四 (略) 七十五 (略) 七十六 (略) 七十七 (略) 七十八 (略) 七十九 (略) 八十 (略) 八十一 (略) 八十二 (略) 八十三 (略) 八十四 (略) 八十五 (略) 八十六 (略) 八十七 (略) 八十八 (略) 八十九 (略) 九十 (略) 九十一 (略) 九十二 (略) 九十三 (略) 九十四 (略) 九十五 (略) 九十六 (略) 九十七 (略) 九十八 (略) 九十九 (略) 一百 (略)

(三十二)	(三十三)	(三十四)	(新設)
(略)	(略)	(略)	
一 (略) 二 (新設) 三 (略) 四 (略)	一 (略) 二 (新設) 三 (略) 四 (略)	一 (略) 二 スチレンによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定 五 (新設) 六 (新設) 七 (新設)	一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略) 五 (略) 六 (略) 七 (略) 八 (略) 九 (略) 十 (略) 十一 (略) 十二 (略) 十三 (略) 十四 (略) 十五 (略) 十六 (略) 十七 (略) 十八 (略) 十九 (略) 二十 (略) 二十一 (略) 二十二 (略) 二十三 (略) 二十四 (略) 二十五 (略) 二十六 (略) 二十七 (略) 二十八 (略) 二十九 (略) 三十 (略) 三十一 (略) 三十二 (略) 三十三 (略) 三十四 (略) 三十五 (略) 三十六 (略) 三十七 (略) 三十八 (略) 三十九 (略) 四十 (略) 四十一 (略) 四十二 (略) 四十三 (略) 四十四 (略) 四十五 (略) 四十六 (略) 四十七 (略) 四十八 (略) 四十九 (略) 五十 (略) 五十一 (略) 五十二 (略) 五十三 (略) 五十四 (略) 五十五 (略) 五十六 (略) 五十七 (略) 五十八 (略) 五十九 (略) 六十 (略) 六十一 (略) 六十二 (略) 六十三 (略) 六十四 (略) 六十五 (略) 六十六 (略) 六十七 (略) 六十八 (略) 六十九 (略) 七十 (略) 七十一 (略) 七十二 (略) 七十三 (略) 七十四 (略) 七十五 (略) 七十六 (略) 七十七 (略) 七十八 (略) 七十九 (略) 八十 (略) 八十一 (略) 八十二 (略) 八十三 (略) 八十四 (略) 八十五 (略) 八十六 (略) 八十七 (略) 八十八 (略) 八十九 (略) 九十 (略) 九十一 (略) 九十二 (略) 九十三 (略) 九十四 (略) 九十五 (略) 九十六 (略) 九十七 (略) 九十八 (略) 九十九 (略) 一百 (略)